

幕末相模国大住郡横野村における養子縁組

——近世近代日本の家・村・百姓株——

戸石 七生（東京大学）

東アジアの他地域と比較した場合において、日本の養子縁組制度の最も重要な特質を挙げると下記の2点となる。①養子は養親の父系出自集団出身者に制約されない。②養親と血縁者のないものを養子にすることが可能である。本報告は②の非血縁養子に焦点をあて、家・村の再生産を規定する「百姓株」制度を解明し、なぜ現代に至るまで日本の非都市地帯では一子残留制度が支配的なのかを解明しようと試みるものである。

本報告で用いる史料は近世後期の相模国大住郡横野村の宗門改帳並びに証文を中心とした叙述史料である。宗門改帳は元文三年（1738）年～明治三年（1870）年のものが断続的に33年分存在するが、途中で形式が大きく変わっているために、本報告では特に天保十年（1839）～明治三年（1870）年のものを分析対象とする。

宗門改帳を分析した結果、下記のことが判明した。まず、天保十年（1839）年から明治四年（1871）までは、世帯数が59～61の間で安定していることである。ただし、各世帯についてパネルデータ分析を行った結果、31年間で世帯が明屋敷（世帯員のいない世帯）となる事例が延べ8事例あり、再興が5事例認められた。要するに、世帯数の安定という現象の背景には絶え間ない人の入れ替わりがあったということである。また、明屋敷期間についてセンサリング上問題のある事例を除外すると、4例の明屋敷のうち3例が20年以上の明屋敷期間を経験していることが分かった。また、明屋敷として記載されている世帯員のいない世帯を含めると、横野村の全世帯数は常に64となり、長谷川善計や内藤二郎が京都や岡山で観察した「百姓株の固定」という現象に当てはまることが分かった。

制度的に世帯数が固定されていたにもかかわらず、横野村が総世帯数の変動を少なく保つことができた要因としては、養子縁組制度の存在が挙げられる。幕末の関東では、世帯の減少を食い止めるために、村の主導で養子縁組が行われたと阿部昭は主張している。横野村では、故人にもかかわらず明屋敷の以前の世帯主が養親、再興後の世帯主が養親として作成された村送り状が存在するが、それは村が明屋敷の再興の担い手を確保するのに養子縁組を活用していたことの証左と言えよう。これは、非血縁者を養子にすることができる日本ならではの現象である。